

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

III 労働争議

4 主要要求別争議と解決状況

第87表によって争議の主要要求別件数をみると、「賃金及び手当」に関する要求が六八九六件で総数の過半数であり、なかでも「賃金増額」要求が五九五一件、全体の四六・九%と多く、次いで「臨時給与金」要求が多かった。「賃金及び手当」に関する要求は、対前年比で四・五%増加したが、そのうちで「退職手当」要求は八一年を大幅に下回っている。これは八一年には公務員共闘によってとりこまれた退職手当法等をめぐる行動があったためである。その他、対前年比でみると、「組合保障及び労働協約」に関する要求は二一・〇%ふえているが、「給与以外の労働条件」「経営及び人事」に関する要求はそれぞれ五・一%、六三・五%減少した。なかでも、「労働時間の変更」と「その他の経営及び人事」についての要求が大幅に減少している。これらは、不況下の争議の深刻な様相を反映したものと思われる。

最後に争議の解決状況をみよう。一九八二年の総争議七四七七件のうち、解決ならびに解決扱いとなった争議は九七・八%に当たる七三一〇件で、比率は前年より〇・七ポイント減少した。労働争議解決件数を第88表で争議の継続期間別にみると、五日以下で解決したものが三九五三(五四・一%)と断然多く、以下、六～一〇日、一一～三〇日、三一日以上の順になっている(第88表最上欄)。同じく第88表で要求事項別に争議の継続期間をみると、五日以下で解決したものが多いのは、「賃金増額」、「退職手当」、「休日・休暇」等である。一方継続期間が三一日以上と長期にわたっているのは「解雇反対・被解雇者の復職」、「事業の休廃止・操業短縮」関係など、「経営及び人事」をめぐるものに多い。争議の解決を、第89表によって方法別にみると、労使の直接交渉によるものが一一三〇件(一五・五%)と、前年より減少したことが注目される。その分第三者関与によるもの、ならびに「解決扱い」(争議当事者の労使間では解決方法のない、政策制度要求争議など)が増加した。第三者の関与とは、ほとんどが労働委員会によるものである。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)